

## 平成26年度 エネルギー使用合理化等事業者支援補助金 《よくある質問と回答》

各々の質問と回答は、以下区分に係る内容です。

<b>I 省エネ</b>	省エネ設備・システム導入支援	<b>III エネマネ</b>	エネマネ事業者を活用する場合
<b>II ピーク対策</b>	電気需要平準化対策設備・システム導入支援	<b>共通</b>	区分Ⅰ～Ⅲに共通する質問

## 《要件について》

	区分	質問	回答 ※()内は公募要領の該当ページ
1	共通	申請時の要件のうち、省エネ率1%以上は、更新する機器単体で満たせばよいですか。	更新機器単体での省エネ率ではありません。工場・事業場等全体の年間エネルギー使用量を事業実施前後で比較した省エネ率を満たす必要があります。(P.7-10参照)
2	共通	申請可能である設備を具体的に教えてください。	対象設備は指定していません。公募要領の内容を満たしている事業を対象としています。(P.17(区分Ⅰ)、P.23(区分Ⅱ)、P.30(区分Ⅲ)参照)
3	共通	1申請で複数の設備を申請できますか。	1申請で複数の省エネルギー設備を申請することは可能です。
4	共通	中小企業しか申請できないのですか。	中小企業以外の事業者も対象となります。(P.12参照)
5	共通	「省エネルギー数値目標を明確した計画(環境自主行動計画等)」を策定していませんが、申請は可能ですか。	申請可能です。
6	共通	医療法人、学校法人、地方自治体等は申請できますか。	申請可能です。(P.12参照)
7	共通	中小企業の定義を教えてください。	中小企業基本法第2条に準じて定義しています。中小企業に該当するかどうかは、登記簿謄本や決算書・事業報告書等より従業員数と資本の額等で確認します。医療法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、NPO法人、地方自治体等は中小企業に該当しません。(P.41参照)
8	共通	2者以上の共同の申請であれば「連携事業」に該当しますか。	連携事業は、複数事業者による複数の既設の工場・事業場等におけるエネルギー等の相互融通による省エネルギー事業を指します。それ以外の事業で、余剰エネルギー等を特定の供給先へ供給する事業は「共同実施」となります。(P.18参照)
9	共通	本補助金とエネルギー環境負荷低減推進税制(グリーン投資減税)との併用は可能ですか。	併用はできません。(P.11参照) (グリーン投資減税の対象となる設備例:エネルギー使用制御設備)
10	共通	本補助金と生産性向上設備投資促進税制との併用は可能ですか。	併用は可能です。なお、税制に関する詳細内容については、該当する税制を管理する担当窓口にお問い合わせください。
11	共通	非営利法人(NPO法人等)や組合も申請はできますか？	法人として登記されていれば、申請できます。(P.12参照)
12	共通	設備入替により生産量が増加する場合の省エネ計算はどうしたらよいですか。	生産量が増加する計画である場合、設備導入前の生産量から変化しない場合を仮定して、エネルギー使用量を計算をしても構いません。
13	共通	設備の廃棄が要件となっていますが、廃棄は直ちに行わなければならないのですか。	導入と同時に廃棄できない場合は、理由等について事前にSIIIに相談してください。基本的には、廃棄予定である設備について、事業期間中に配管等を完全に切り離すなどの措置をとるのであれば、廃棄と認められます。その場合、事後に廃棄した結果をSIIIに報告いただくことがあります。
14	I 省エネ	「省エネルギー率1%以上、又は省エネルギー量500kl以上、又は補助対象経費1千万円あたりの耐用年数を考慮した省エネルギー量が200kl以上」とあるが、いずれかが満たされていれば問題ありませんか。	いずれかが満たされていれば結構です。ただし、申請した省エネルギー量は必ず達成する必要があります。(P.17参照) <b>⇒質問No.47も参照</b>
15	I 省エネ	「補助対象経費1千万円あたりの耐用年数を考慮した省エネルギー量が200kl以上」とはどういう意味ですか。	「省エネルギー量500kl以上」の要件に満たない省エネ投資であっても、入れ替える設備の耐用年数を考慮した場合、1千万円当たりの省エネ量が200klを超える場合に対象となります。 (例)省エネ計算で省エネ量300kl/年、耐用年数10年、投資額1億円(補助対象経費)の場合 $300\text{kl} \times 10\text{年} \div 10\text{千万円} = 300\text{kl}/\text{千万円} \geq 200\text{kl}$

## 《事業内容について》

	区分	質問	回答 ※()内は公募要領の該当ページ
16	共通	小規模事業でも申請できますか。	申請は可能です。なお、小規模事業に限りませんが、補助金額100万円以上が対象となります。(P.10参照)
17	共通	当初計画の事業完了日までに事業が完了しない場合、どうしたらいいですか。	事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIIにご相談ください。
18	共通	すでに着工している事業も対象となりますか。	対象となりません。(P.12参照)
19	共通	交付決定前に3者見積りを取りたいが、可能ですか。	公募開始日(予告は除く。)以降、可能です。但し、発注は交付決定日以降に行ってください。
20	共通	競争見積りは、2者でもいいのですか。	SIIが競争入札によることが著しく困難または不相当であると判断した場合を除いては、原則3者以上の競争見積り・競争入札により発注先を決定する必要があります。

21	I省エネとIIIエネマネ	照明を既設のものより明るい照明に換えたいが、可能ですか。	可能です。明るくすることが必要である説明を申請書に記載してください。
22	共通	断熱材や断熱塗料なども補助の対象となりますか。	本補助金は、設備に制限は設けておりませんが、省エネ量などの要件をすべて満たす必要があります。断熱材や断熱塗料で、要件としてより一層の注意をしていただきたい点としては、資産登録が出来ることや、当該事業所における具体的な熱量計算等の省エネ計算が示されている必要がある点などが挙げられます。
23	I省エネとIIピーク対策	既設ボイラーを置き換える際、予備として既設のボイラーを残置してもいいですか。	予備設備として既設のボイラーを残置する場合は置き換えに当たりません。ただし、法律に定められた点検や稼働に著しく支障をきたす等、やむを得ず最低限必要なボイラーについては、通常時使用しないことを前提として、残置可能です。この場合、事業後毎年度、通常時使用していないことを証明する使用状況の報告をいただくことがあります。(P.17参照)
24	I省エネとIIピーク対策	(申請区分IとIIにおいて)既存のボイラーと発電機をコジェネに置き換えたいが、蒸気量を現状と同じにすると、発電能力が大きくなってしまいがいいですか。	「省エネルギー率1%以上、又は省エネルギー量500kl以上、又は補助対象経費1千万円あたりの耐用年数を考慮した省エネルギー量が200kl以上」を満たすのであれば、蒸気量、発電能力が大きくなってまかまいません。(P.17参照)
25	共通	リースの契約期間は、法定耐用年数以内でも可能ですか。	可能です。なお、法定耐用年数期間内に導入設備を処分等する場合は、予め財産処分申請が必要となります。すみやかにSIIIにご相談ください。
26	共通	「レンタル」契約でも申請可能ですか。	原則、レンタル契約での申請はできません。
27	共通	「割賦」契約でも申請可能ですか。	リースを利用する場合、設置事業者とリース会社等との共同申請とし、2社間で割賦取引とすることは可能ですが、補助事業に係る全ての支払いは「現金払い(金融機関による振込)」となりますので、割賦での支払はできません。(P.13(リースを利用する場合)、P38(支払い条件)参照)
28	共通	ギャランティード・セイビングス契約にてESCO事業を実施することはできますか。	本補助金でのESCO事業はシェアード・セイビングス契約に限り、ESCO事業者と設備所有者との共同申請となります。ギャランティード・セイビングス契約にてESCO事業を行い、設備所有者の単独申請を行うことは可能ですが、その場合、ESCO事業者は申請者に含めることはできませんので、設備所有者が責任をもって運用管理する必要があります。
29	共通	法定耐用年数はどのようにして調べられますか。	財務省令の別表「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」をご参照ください。(ご参考) <a href="http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S40/S40F03401000015.html">http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S40/S40F03401000015.html</a>
30	共通	補助対象設備が他の補助金を受けている場合でも対象となりますか。	本補助金の補助対象となる設備に対し財源が国庫より出ている補助金の場合、当該設備を補助対象とすることはできません。(P.11参照)また、自己資金分(2/3又は1/2)を融資で調達する場合、国庫による利子補給制度も利用できません。
31	共通	地方自治体の補助金を受けた設備の申請はできますか。	国庫補助金を受けている場合が対象外ですので、地方自治体独自の財源の補助金であれば本補助金としては問題ありません。ただし、地方自治体の補助金で規制されていないか確認して下さい。
32	共通	見積依頼時にメーカーの指定はできますか。	メーカーの指定はできません。仕様の指定のみ可能です。
33	共通	本年度、同じ事業場内で、2つの設備の省エネルギー事業を検討しているが、2申請に分けて、今回の公募に同時に提出して良いですか。	同じ年度に同じ事業場内で、2申請に分けての応募はできません。1つの申請として提出するか、翌年度以降に公募があれば、そちらに分けて提出してください。なお、翌年度以降に分けて応募する際、それぞれの申請(設備・システム等)が独立して申請可能な状態かどうか不明な場合は、SIIIに相談してください。

≪申請方法について≫

区分	質問	回答
34	共通 使用エネルギーの原油換算方法は？	以下の計算式で計算してください。 ≪エネルギーの原油換算式≫ 原油換算量(kl) = 使用量(各単位) × 発熱量(GJ/単位あたり) × 0.0258(kl/GJ) ※「発熱量」は、公募要領 補足③(P.19、20参照)の原油換算係数表を参照。  <b>【例】電力(昼間電力)使用量が年間5,000kWhの場合</b>  電気使用量の原油換算(kl) = 5,000kWh × 9.97(GJ/千kWh) × 0.0258(kl/GJ) = 1,286(kl)
35	共通 エネルギー管理指定工場ではないため定期報告書が無いのですが、「エネルギー使用量実績の確証」とは何を提出したらいいですか。	エネルギー管理指定工場でない場合は、例えば、ガス・電力会社等から発行されている月々の請求書の写し(電力使用量が明記されている)などを提出してください。その1年分の積算が「年間エネルギー使用量」となります。(P.50(添付1備考)参照)
36	共通 年間エネルギー使用量のスパンは、自社の事業年度設定期間でいいですか。	原則として、当事業の年度設定期間である平成25年度(平成25年4月～平成26年3月)の一年間で算出してください。エネルギー管理指定工場は、平成24年度の定期報告書を使用しても構いません。(P.19参照)

37	共通	燃料評価単価とは？ 「燃料評価単価算出根拠(添付1)」とは、どのような内容の書類になりますか。	・燃料評価単価(円/kl) = (ガス代 + 電気代 + 重油代 + ...) / (ガス使用量kl + 電気使用量kl + 重油使用量kl + ...) となります。 ※分母の使用量は原油換算したklとしてください。  ・燃料評価単価算出根拠は、単価の算出に至るまでの根拠(ガス、電気などの使用量、金額入りの請求書など)の1年分のまとめ表と、そこから上記の燃料評価単価算出の計算過程を記載した書類です。
38	共通	設備設置承諾書はどのような場合に必要ですか。	業務ビル・商業施設など、設備を設置する事業所の持ち主と、設備の持ち主が異なる場合に必要となります。 「処分制限される設備を、設備の持ち主が事業所内に設置すること」を、事業所の持ち主が承諾する書類になります。自社事業所内に設備を設置する場合などは、提出する必要はありません。(P.13参照)
39	共通	アカウント登録が締切までに完了していれば申請できますか。	アカウント登録のみでは申請とは認められません。必ず締切までに申請書類一式をSIIIにお送りください。(P.36(公募期間について)、P51(書類提出と締切)参照)
40	共通	交付申請書「かがみ(1枚目)」の作成時の注意点はありますか。	例えば以下の点に注意してください。 ・申請事業者名、住所、代表者氏名、役職が商業登記簿謄本及び青色申告書通りとなっているか。 ・捺印が登録印(代表者印として法務局に印鑑登録を行っている印章、個人事業主の場合は市区町村役場に印鑑登録している印鑑)であるか。 ・社内で文書管理番号が必要な場合及び1社が複数の申請を出す場合は、発行日の上の文書管理番号が記載されているか。(P.57、58参照)
41	共通	申請書類提出後に代表者が変更になる予定ですが、現時点での「商業登記簿謄本」(原本)を提出してよいですか。	構いません。 ただし、新代表者が就任した際に必ず「代表者変更届」の提出をお願いします。
42	共通	公募要領に補助対象となる「諸経費」として、職員旅費、会議費等と記載がありますが、打ち合わせや調査のための上記費用は補助対象としてよいですか。	交付決定以前に発生する経費(事前調査費等)は全て補助対象外です。 また交付決定後についても、明らかに補助事業のみに従事したことを証明できるエビデンスが、作業ごとに時間を区切るなどして、具体的に揃っていない場合は、補助対象となりません。 例えばタイムカードなどのみでは補助事業のみに従事したことの証明とはなりません。
43	共通	自社製品の利益排除については、(売上総利益/売上高)から算出した利益を差し引く計算、または原価表を提示すればよいですか。	外部からの仕入れ等のエビデンスが提示できない費目は補助対象外とします。
44	共通	公募要領にある審査内容における「評価項目」はどれが重視されるのか。	「省エネルギー」というような一つの項目のみに基づき審査するのではなく、評価項目全般に基づき総合的に評価することとなる。 なお、実際の審査については、関係分野の専門家で構成される審査委員会の審査結果を踏まえ、採択者を決定する。

#### 《Ⅱピーク対策(電気需要平準化対策設備・システム導入支援)について》

区分	質問	回答 ※()内は公募要領の該当ページ
45	Ⅱピーク対策 「ピーク対策効果率5%以上、又はピーク対策効果量1900千kWh以上、又は補助対象経費1千万円あたりの耐用年数を考慮したピーク対策効果量800千kWh以上」とあるが、いずれかが満たされていれば問題ありませんか。	いずれかが満たされていれば結構です。 ただし、申請したピーク対策効果量は必ず達成する必要があります。(P.23参照)  <b>⇒質問No.47も参照</b>
46	Ⅱピーク対策 「増エネとならないこと」とはどういうことでしょうか？	省エネルギー効果(原油換算)において、電気需要平準化評価係数(1.3倍)を加味して、工場・事業場等全体のエネルギー使用量の事業前後を比較して、増エネルギーとなっていないこと、を指します。(P.26参照)
47	Ⅱピーク対策 (区分Ⅱにおいて) コジェネを新設したいが対象になりますか。	対象となります。
48	Ⅱピーク対策 「自家発電等」には、太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーによる発電も含まれますか。	含まれません。 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成21年政令第222号)第4条に定める再生可能エネルギー源を用いて発電を行う発電設備は対象外です。(P.23参照)

#### 《Ⅲエネマネ(エネマネ事業者を活用する場合)について》

区分	質問	回答 ※()内は公募要領の該当ページ
49	Ⅲエネマネ (申請パターンD、E、F、Gで申請する場合において)申請を行うには、どのような要件を満たす必要がありますか。	詳しくは、公募要領の4ページ(申請可能要件一覧)、9-10ページ(申請パターン)、29ページ(区分Ⅲ補助対象事業)を参照ください。
50	Ⅲエネマネ 計測(電力) 計測の必須要件はありますか。	要件表に記載されている、事業場全体の計測と、補助対象となる設備系統の計測は必須となります。(P.118参照) また、成果報告を行うにあたって必要な数値については必ず計測を行って下さい。

51	Ⅲエネマネ	計測(電力以外)	電力以外の項目について、請求書等を手入力で反映してもよいですか。	構いません。計測が困難な項目、および使用量が少ない項目については、請求書等のエビデンスからの手入力も想定しています。
52	Ⅲエネマネ	計測(電力以外)	ガスを計測する場合、30分単位で計量が必要ですか。	ガスの計測を計量する際、粒度は指定しません。
53	Ⅲエネマネ	見える化(電力)	電力量消費の表示はリアルタイムである必要がありますか。	はい。電力量は粒度30分以内でリアルタイム表示して下さい。
54	Ⅲエネマネ	見える化(電力以外)	見える化(電力以外)の月次報告書上でもよいですか。	ガス、油などの月次使用量と、それらを合算した事業場全体のエネルギーの月次使用量は画面上に表示欄が必要です。
55	Ⅲエネマネ	制御	補助対象設備は必ず制御しなければならないか。	補助対象設備が制御されていることは、審査時の評価に一要素として影響する可能性があります。必須の要件ではありません。制御する機器は事業場の状況により判断下さい。
56	Ⅲエネマネ	制御	事業場の手動操作による省エネ量は交付申請時の計算に含めてよいですか。	交付申請時の省エネルギー計算に含めることはできません。
57	Ⅲエネマネ	データローカル保存	ローカルに1ヶ月保存する消費量データは、センターに記録されたこと確認できたのであれば、その時点で上書きしてもよいですか。	はい。センターに記録されたことを確認できていれば上書きして構いません。
58	Ⅲエネマネ	データローカル保存	制御履歴はローカルに1ヶ月記録されなければなりませんか。	制御履歴は、センター側かローカル側かは問いませんが何らかの形で保存して下さい。
59	Ⅲエネマネ	コンソーシアム	販売代理店を介してEMSを導入してもよいですか。	EMSの導入に販売代理店が介することは認めていません。ただしエネマネ事業者が請け負った工事に工事業者として業務に加わることは構いません。
60	Ⅲエネマネ	補助対象範囲	見える化装置としてスマートフォンは対象になりますか。	見える化装置としてスマートフォンやタブレットを使用しても構いませんが、スマートフォンやタブレットは通常他の目的でも使用されるため、原則、補助対象になりません。また補助対象としてPCは認めていますが専用用途のもので、償却資産登録するものに限りです。
61	Ⅲエネマネ	補助対象範囲	EMS用のUPSは補助対象外ですか。	EMS専用用途の、停電時の短時間対応のためのUPSについては対象となります。
62	Ⅲエネマネ	導入契約	EMSと省エネ設備を同じ会社から買うことになった場合、一本の導入契約にまとめてもよいですか？	EMSは登録されたシステムからの選択、省エネ設備は三者競争入札になりますので、別々に契約する必要があります。
63	Ⅲエネマネ	デマンド対応要請	SIIから電力逼迫時のデマンド対応要請がありますか？	SIIからの対応要請は現状予定していません。電力会社との電力需給契約をお持ちの方は電力会社と連携し、電力消費抑制の協力要請があった場合、可能な限り応じてください。
64	Ⅲエネマネ	複数年事業	複数年事業として申請する場合、EMS導入を初年度に行わなくては1/2の補助にならないのでしょうか？	いいえ。EMSは2年度目以降の導入契約でも交付申請書の中で計画が認められれば初年度から1/2以内の補助です。但し、複数年事業の実績報告・成果報告の結果要件に満たないとされた場合は、複数年に遡って返還となる場合があります。
65	Ⅲエネマネ	システム開発	エネマネ事業者に対して、クラウドシステムなどの必要なシステム開発は補助対象となりますか？	補助対象とはなりません。
66	Ⅲエネマネ	法定耐用年数	EMSの法定耐用年数は、何年ですか。	EMSの法定耐用年数は、管轄の税務署にお問い合わせの上、各事業者が自身で決定してください。
67	Ⅲエネマネ	法定耐用年数	事業完了後で、注意する点はありますか。	区分Ⅰから区分Ⅲで導入した設備のうち、最長の法定耐用年数の間は、導入設備とともに、EMSもその機能を維持し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用する必要があります。(EMSの法定耐用年数を経過した場合でも、機器を修繕・更新する等して、機能を維持する必要があります。)
68	Ⅲエネマネ	法定耐用年数	エネルギー管理支援サービス契約の終了後で、注意する点はありますか。	エネルギー管理支援サービス契約の終了後も、EMSに一定の機能を残してローカル単独で稼働できる機能等を備えており、補助対象設備の最長の法定耐用年数の間、補助事業を継続できるようにする必要があります。このような機能が備わっていない場合、補助金の返還となる可能性があります。